

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月14日
【四半期会計期間】	第17期第3四半期（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）
【会社名】	アクセルマーク株式会社
【英訳名】	AXEL MARK INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 靖弘
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿六丁目24番1号
【電話番号】	03 - 5324 - 2440
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 峯岸 幸久
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿六丁目24番1号
【電話番号】	03 - 5324 - 2440
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 峯岸 幸久
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第17期 第3四半期 連結累計期間	第17期 第3四半期 連結会計期間	第16期
会計期間		自平成20年 10月1日 至平成21年 6月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日	自平成19年 10月1日 至平成20年 9月30日
売上高	(千円)	2,857,488	981,907	-
経常損失	(千円)	65,966	18,261	-
四半期(当期)純損失	(千円)	319,725	258,853	-
純資産額	(千円)	-	1,025,280	-
総資産額	(千円)	-	1,849,324	-
1株当たり純資産額	(円)	-	35,452.24	-
1株当たり四半期(当期)純損失金額	(円)	11,080.41	8,982.66	-
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	-	55.2	-
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	106,728	-	-
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	172,791	-	-
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	219,235	-	-
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高	(千円)	-	699,461	-
従業員数	(人)	-	53	-

(注) 1. 第17期第3四半期より(四半期)連結財務諸表を作成しておりますので、それ以前については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第17期第3四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式の残高はありますが、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当社グループは、「ケータイというデバイスを通じ『顧客視点に立った』ネットサービスを提供することにより、コンテンツホルダー、広告主のビジネスを加速させることで、社会に貢献すること」を経営理念として、以下の事業を展開しております。

(1) 自らが企画・運営する携帯電話専用ウェブ・サイト（以下、「モバイルサイト」と言います。）を通じて主に楽曲等のモバイルコンテンツの配信をモバイルサイトを使用する一般消費者（以下、「ユーザー」と言います。）向けに行う「コンテンツ事業」

(2) モバイル広告またはインターネット広告の企画、制作、販売を行う「広告事業」

(3) コンテンツ及びインターネットに関連した受託制作等を行う「ソリューション事業」

なお、当社の親会社は株式会社セプテーニ・ホールディングスであり、当社グループは同社グループのインターネット関連事業に属しております。

(1) コンテンツ事業

当事業において営まれている内容に、重要な変更はありません。

(2) 広告事業

当事業において営まれている内容に、重要な変更はありません。

広告事業は、モバイル広告枠の企画・販売を行うメディアプランニング事業とアフィリエイトシステム「ケータイMAX」を運営するアフィリエイト事業がございます。なお、平成21年4月1日を効力発生日として、メディアプランニング事業を新設分割の方法によって100%子会社である株式会社メディアグロウへ承継いたしました。

(3) ソリューション事業

昨今、企業がモバイルサイトを開設、または、新製品等のプロモーションにモバイルサイトを活用する事例が増加しております。当社としては、数多くのモバイルサイトを開発・運営してきた実績を基に、その他事業をソリューション事業とし、大手企業を中心にモバイルソリューションの提供を行ってまいります。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となっております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱メディアグロウ	東京都新宿区	10	広告事業	100	役員の兼任4名

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(人)	53 (10)
---------	---------

(注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除いた就業人員数であります。

2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員数であります。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(人)	47 (10)
---------	---------

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。派遣社員及び契約社員を含んでおりません。

2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第3四半期会計期間の平均雇用人員数であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績及び受注実績

当社グループは、モバイルコンテンツの企画・制作・配信及びモバイルまたはインターネット広告の企画及び販売を主体とする会社であり、生産設備を保有しておりません。したがって、生産実績は記載しておりません。また、当社グループは受注生産を行っていないため、受注状況の記載はしておりません。

(2) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
コンテンツ事業 (千円)	400,030
広告事業 (千円)	538,494
ソリューション事業 (千円)	43,383
合計(千円)	981,907

(注) 1. 当第3四半期連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
	販売高 (千円)	割合 (%)
株式会社セブテーニ	419,363	42.7
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	152,093	15.5
ソフトバンクモバイル株式会社	126,487	12.9
KDDI株式会社	103,679	10.6

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4【財政状態及び経営成績の分析】

(1)業績の状況

当第3四半期連結会計期間における我が国経済は、一昨年の夏以降のサブプライムローン問題の長期化に伴う世界的な金融市場の混乱、円高の進行による企業業績の悪化などを背景に、雇用・所得環境の悪化及びそれに伴う消費マインドの冷え込みが顕著となっております。今後、景気回復までには今しばらく時間を要するものと予測されております。

当社グループを取り巻く環境といたしましては、日本国内における携帯電話の契約者数が平成21年6月末現在で1億848万契約に達しており、そのうち第3世代携帯電話の契約者数が占める割合は平成20年3月末の92.7%から平成21年6月末には94.1%と、その比率は順調に高まっております（出所：社団法人電気通信事業者協会）。

このような環境の下、コンテンツ事業に関しては、引き続きアーティストや動画コンテンツなど差別化コンテンツの配信による会員数の増加を目指して参りました。コンテンツ会員獲得のための集客方法については、出稿先メディアを厳選した形でのアフィリエイト広告出稿、アーティストの発売するCDに当社サイトを紹介したチラシの封入、リスティング広告などいずれもROIを重視したプロモーションを行っております。しかしながら、ケータイ動画市場の広がりには緩やかなものであり市場はそれほど拡大しておらず、市場拡大を見据えた先行投資金額を回収する段階までは至っておりません。また、コンテンツの先行投資に関連する契約金及び前払費用、および、不採算事業に関連するシステム等固定資産に対して減損処理を実施したことにより減損損失を103,834千円計上しております。さらに、当社が運営するアーティストサイト「X JAPAN.TV」のコンテンツ仕入先である株式会社マスターワークに対して、サイト運営やチケット優先発売を行う目的で2億円を供託しておりましたが、同社からの当該供託金返済が遅延する事態が発生いたしました。それに対して今後の回収見込み等を鑑み、貸倒引当金140,002千円を計上しております。以上により、当第3四半期連結会計期間において特別損失を243,837千円計上しております。

広告事業に関しては、広告代理店との連携を深めることでクライアントニーズにいち早く対応出来る体制を構築しました。しかしながら、景気低迷により各クライアントが広告予算を縮小する傾向にあるため、当第3四半期連結会計期間は第2四半期会計期間と比較して受注金額が減少しております。

ソリューション事業に関しては、モバイルサイトの開発、運営受託及び公式メニュー化支援サービスなどで受注活動は引き続き順調に推移しております。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間における売上高は981,907千円、営業損失は14,443千円、経常損失は18,261千円、四半期純損失は258,853千円となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

(コンテンツ事業)

コンテンツ事業は、携帯電話利用者に対して「着うたフル®」「電子書籍」「動画」といった3Gコンテンツの配信を行うものであり当社の主力事業であります。また、コンテンツの課金数は、平成21年6月末時点で403千件（平成21年3月末比27千件減）となっております。

「着うた®」「着うたフル®」の各ジャンルにおいては、広告宣伝費を抑制していることにより会員数が伸び悩んでいるものの、「アーティスト」「動画」「電子書籍」の各ジャンルにおいては、会員向けサービスやプロモーションの充実により課金数が増加しております。具体的な施策としては、アーティストサイトにおいてサイト上でのライブチケット優先販売をしたことによる新規入会者の増加、動画サイト及び電子書籍サイトにおいてはキャリアサイト上での作品プロモーションを強化したことにより、新規入会による月額課金及び従量課金が増加しました。しかしながら動画サイトについては、コンテンツ権利獲得に要した先行投資を未だ回収するには至っておりません。集客方法に関しては、引き続きROIを重視したプロモーションを行っております。未回収の影響があった「ランディングページの施策」については、1件あたりの獲得単価や会員継続率などを勘案して費用対効果の合うメディアに限定して行っております。一方、リスティング広告に関しては、アーティスト名や人気作品名のキーワードで成果が出ており、また、アーティストのCDに当社のサイトを告知したチラシを封入することでファン層へ訴求し獲得数を伸ばしております。

以上の結果、コンテンツ事業の売上高は400,030千円となりました。

(広告事業)

広告事業は、当社の100%子会社である株式会社メディアグロウがモバイルメディアの広告枠を広告代理店に対して販売を行うメディアプランニング事業と、当社がアフィリエイトシステム「ケータイMAX」の運営業務を行うアフィリエイト事業がございます。

株式会社メディアグロウは、平成21年4月1日付で会社分割により設立されました。独立した企業体となることで迅速な意思決定機能を強化し、広告主との連携をより深めております。グループ会社である株式会社セプテーニとの連携を強化して体制を構築したものの、コンテンツプロバイダー以外のクライアントからの出稿ニーズが減少傾向にあるため、当第3四半期連結会計期間は第2四半期会計期間と比較して受注金額が減少しております。取り扱い広告枠に関しては、第2四半期会計期間と同様に大手SNSメディアの広告枠やNTTドコモのキャリアメニュー等の販売強化を行っております。

また、アフィリエイト事業に関しては、引き続き株式会社セプテーニ・クロスゲートとの協業により「ケータイMAX」の運営業務を行っております。

以上の結果、広告事業の売上高は538,494千円となりました。

(ソリューション事業)

ソリューション事業は、モバイルサイトの公式メニュー化、モバイルサイトの運営支援及び受託制作等を行うものであり、これまではその他事業と位置づけておりました。今後、企業がモバイルサイトを新たに開設したり、マーケティング活動にモバイルサイトを活用する事例は増加し、当社のサービスに対するニーズは高まるものと予想しております。

当第3四半期連結会計期間においては、大手企業が新製品を発売する際のモバイルサイトを活用したプロモーションサイトの開発・運用案件を受注いたしました。モバイルサイトでありながらPCサイト並みの表現力とインタラクティブ性を実現した付加価値の高いサービスを提供いたしました。

以上の結果、ソリューション事業の売上高は43,383千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は699,461千円となりました。当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間において、営業活動の結果得られた資金は3,531千円となりました。主な収入要因は貸倒引当金の増加による127,000千円、減損損失による103,834千円及び売上債権の減少による25,564千円であり、主な支出要因は税金等調整前四半期純損失の計上による253,004千円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間において、投資活動の結果使用した資金は7,142千円となりました。主な支出要因は無形固定資産の取得による6,666千円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間において、財務活動の結果使用した資金は24,926千円となりました。主な支出要因は長期借入金の返済による24,900千円であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前年度末に計画しておりました業務拡大に伴うシステム開発及びネットワーク設備の増強につきましては、検収の遅れにより完了予定年月を平成21年4月から平成21年8月に変更しております。

また、前年度末に事務所拡充に伴う設備等として本社移転を計画しておりましたが、業績悪化をうけ本社スペースの縮小を実施するなど投資計画の見直しにより、中止いたしました。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000
計	200,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	28,877	28,877	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株制度は採用 していません。
計	28,877	28,877	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成21年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。
 平成17年9月20日発行の第1回新株予約権(平成17年7月5日臨時株主総会決議)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	83(注)3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	83(注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000(注)2
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日から 平成24年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1.当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に株式数を調整する。

2.新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

(1)当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2)当社が時価(ただし、当社普通株式にかかる株券がいずれかの証券取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
3. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。
4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあることを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
5. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

平成17年9月20日発行の第2回新株予約権（平成17年7月5日臨時株主総会決議）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	20(注)3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20(注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000(注)2
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日から 平成24年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に株式数を調整する。

2. 新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

- (1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価（ただし、当社普通株式にかかる株券がいずれかの証券取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合及び旧商法の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く。）、次の算

式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
3. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。
4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあることを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (2) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
 - (3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
5. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

平成18年4月17日発行の第4回新株予約権（平成18年3月8日臨時株主総会決議）

区分	第3四半期会計期間末現在 （平成21年6月30日）
新株予約権の数（個）	15（注）3
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	15（注）1、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）	100,000（注）2
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から 平成25年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 100,000 資本組入額 50,000
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1．当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に株式数を調整する。

2．新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

（1）当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（2）当社が時価（ただし、当社普通株式にかかる株券がいずれかの証券取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

（3）当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

3．「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

4．新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

（1）新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあることを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

（2）新株予約権の相続は認めない。

（3）新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
 5. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

平成18年4月17日発行の第6回新株予約権（平成18年3月8日臨時株主総会決議）

区分	第3四半期会計期間末現在 （平成21年6月30日）
新株予約権の数（個）	10（注）3
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	10（注）1、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）	100,000（注）2
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から 平成25年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 100,000 資本組入額 50,000
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に株式数を調整する。

2. 新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

- (1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価（ただし、当社普通株式にかかる株券がいずれかの証券取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

3. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の合併による承継は認めない。
 (2) 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
 (3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成19年1月16日発行の第7回新株予約権（平成18年12月15日定時株主総会決議）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	5(注)3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5(注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200,000(注)2
新株予約権の行使期間	平成21年1月17日から 平成25年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200,000 資本組入額 100,000
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8

(注)1. 株主総会における決議の日(以下「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 決議日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

- (1) 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価(ただし、当社普通株式にかかる株券がいずれかの証券取引所に上場される前においては、その

時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡し又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- (3) 上記(1)及び(2)のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。
3. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。
4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
 - (3) 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
 - (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
 5. 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
7. 新株予約権の取得条項
 - (1) 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日にその新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 以下の議案が株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合)、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
 - 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
8. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1.に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記の行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使の条件
 上記４．に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 上記６．に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする
- (9) 新株予約権の取得条項
 上記７．に準じて決定する。

平成21年 1月19日発行の第10回新株予約権（平成20年12月17日定時株主総会決議）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	993(注)3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	993(注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	55,500(注)2
新株予約権の行使期間	平成22年12月18日から 平成23年12月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 55,500 資本組入額 27,750
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1. 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

- (1) 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価(ただし、当社普通株式にかかる株券がいずれかの上場金融商品取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後 行使価額} = \frac{\text{調整前 行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- (3) 上記(1)及び(2)のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。
3. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。
4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (3) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (4) 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
5. 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
6. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
8. 新株予約権の取得条項
- (1) 権利行使をすることができる期間の開始日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(ただし、当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)が、行使価額に80%を乗じた金額(1円未満の端数は切り捨てる。)を下回った場合、当社は、取締役会が別途定める日にその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 以下の議案が株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合)、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
- 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- (4) 当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

(3) 【ライツプランの内容】
 該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日	-	28,877	-	563,900	-	148,821

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社から、平成21年6月18日付の変更報告書No.1の写しの送付があり、平成21年6月15日現在で1,150株を保有している旨の報告を受けております。しかしながら、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。なお、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社の変更報告書No.1の写しの内容は以下のとおりであります。

大量保有者 JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
 住所 東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング
 保有株券等の数 株式 1,150株
 株券等保有割合 3.98%

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成21年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 60	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 28,817	28,817	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	28,877	-	-
総株主の議決権	-	28,817	-

【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株式 数(株)	他人名義所有株式 数(株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) アクセルマーク 株式会社	東京都新宿区西新 宿六丁目24番1号	60	-	60	0.21
計	-	60	-	60	0.21

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 10月	11月	12月	平成21年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	68,700	42,550	58,500	62,500	49,400	44,300	41,100	39,700	44,000
最低(円)	32,400	28,900	36,650	48,000	34,850	35,400	32,000	28,500	36,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。
 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
常務取締役 (コンテンツ事業部管掌)	取締役 モバイル事業 統括本部長	田島 満	平成21年4月1日
取締役 経営管理部長	取締役 経営戦略本部長 兼 経営管理部長 兼 人事・総務部長	峯岸 幸久	平成21年4月1日
取締役	取締役 モバイル事業 統括本部副本部長 兼 広告事業部長	高村 夏樹	平成21年4月1日

(注) 取締役 高村 夏樹は、平成21年4月1日付にて、当社100%子会社である株式会社メディアグロウ代表取締役社長に就任しております。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当第3四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年10月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年10月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当第3四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年10月1日から平成21年6月30日まで）より四半期連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間末
 (平成21年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	699,461
売掛金	612,843
その他	108,658
貸倒引当金	5,052
流動資産合計	1,415,911
固定資産	
有形固定資産	51,870
無形固定資産	
のれん	124,500
その他	49,316
無形固定資産合計	173,816
投資その他の資産	
敷金及び保証金	277,735
その他	69,992
貸倒引当金	140,002
投資その他の資産合計	207,726
固定資産合計	433,413
資産合計	1,849,324
負債の部	
流動負債	
買掛金	407,130
短期借入金	105,000
1年内返済予定の長期借入金	99,600
未払法人税等	2,518
その他	59,194
流動負債合計	673,443
固定負債	
長期借入金	150,600
固定負債合計	150,600
負債合計	824,043
純資産の部	
株主資本	
資本金	563,900
資本剰余金	608,821
利益剰余金	148,698
自己株式	2,395
株主資本合計	1,021,627
新株予約権	3,653
純資産合計	1,025,280
負債純資産合計	1,849,324

(2) 【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成21年6月30日)
売上高	2,857,488
売上原価	2,307,310
売上総利益	550,177
販売費及び一般管理費	¹ 603,548
営業損失()	53,371
営業外収益	
受取利息	420
受取配当金	147
還付加算金	358
助成金収入	400
営業外収益合計	1,327
営業外費用	
支払利息	2,713
株式上場関連費用	10,203
その他	1,005
営業外費用合計	13,922
経常損失()	65,966
特別損失	
減損損失	² 105,844
貸倒引当金繰入額	140,002
特別損失合計	245,846
税金等調整前四半期純損失()	311,812
法人税、住民税及び事業税	2,160
法人税等調整額	5,751
法人税等合計	7,912
四半期純損失()	319,725

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
売上高	981,907
売上原価	823,783
売上総利益	158,123
販売費及び一般管理費	172,566 ¹
営業損失()	14,443
営業外収益	
受取利息	1
助成金収入	400
営業外収益合計	401
営業外費用	
支払利息	1,262
株式上場関連費用	2,157
その他	800
営業外費用合計	4,219
経常損失()	18,261
特別利益	
貸倒引当金戻入額	9,094
特別利益合計	9,094
特別損失	
減損損失	103,834 ²
貸倒引当金繰入額	140,002
特別損失合計	243,837
税金等調整前四半期純損失()	253,004
法人税、住民税及び事業税	1,895
法人税等調整額	3,953
法人税等合計	5,848
四半期純損失()	258,853

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間
 (自平成20年10月1日
 至平成21年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失()	311,812
減価償却費	29,482
減損損失	105,844
のれん償却額	20,500
貸倒引当金の増減額(は減少)	140,737
受取利息及び受取配当金	568
支払利息	2,713
株式報酬費用	3,653
売上債権の増減額(は増加)	180,980
たな卸資産の増減額(は増加)	1,193
前払費用の増減額(は増加)	45,738
仕入債務の増減額(は減少)	122,563
その他	17,740
小計	113,637
利息及び配当金の受取額	568
利息の支払額	2,974
法人税等の支払額	17,090
法人税等の還付額	12,587
営業活動によるキャッシュ・フロー	106,728
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	2,160
無形固定資産の取得による支出	25,806
投資有価証券の取得による支出	10,125
営業譲受による支出	135,000
その他	299
投資活動によるキャッシュ・フロー	172,791
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	300,000
長期借入金の返済による支出	49,800
自己株式の取得による支出	2,395
配当金の支払額	28,569
財務活動によるキャッシュ・フロー	219,235
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	153,171
現金及び現金同等物の期首残高	546,289
現金及び現金同等物の四半期末残高	699,461

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成21年6月30日)
連結の範囲に関する事項の変更 (1) 連結の範囲の変更 当第3四半期連結会計期間から、会社分割(新設分割)し新たに設立した株式会社メディアグロウを連結の範囲に含めております。 (2) 変更後の連結子会社の数 1社 なお、四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項については、追加情報に記載しております。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成21年6月30日)
(1) 固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。 (2) 棚卸資産の評価方法 棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価格を見積もり、簿価切下げを行う方法によっております。 (3) 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合には、前年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっており、前年度末以降に経営環境等、または、一時差異等の発生状況に著しい変化が認められる場合には、前年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間
(自平成20年10月1日
至平成21年6月30日)

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

株式会社メディアグロウ

当第3四半期連結会計期間から、新たに取得した株式会社メディアグロウを連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。なお、耐用年数については下記のとおりであります。

建物：6～18年

工具器具及び備品：4～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。

ソフトウェアについては、当社の利用可能期間（5年）に基づいております。

長期前払費用

均等償却によっております。ただし、配信権については、販売数量に基づく償却額と契約期間に基づく均等額とを比較し、いずれか大きい額を償却しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見積額を計上しております。

(4) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用計上しております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	
1.有形固定資産の減価償却累計額	63,125千円
2.当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当第3四半期連結会計期間末の借入未実行の残高は次のとおりであります。	
当座貸越極度額	400,000千円
借入実行残高	105,000千円
差引額	295,000千円

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成21年6月30日)			
1.販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。			
給料手当			154,617千円
広告宣伝費			140,285
減価償却費			12,651
のれん償却額			20,500
2.減損損失			
当第3四半期連結累計期間において、当社グループは以下のとおり減損損失を計上いたしました。			
場所	用途	種類	減損損失 (千円)
本 社 (東京都新宿区)	コンテンツ 事業	ソフトウェア	20,646
		長期前払費用	84,968
		その他	229
<p>当社グループは、管理会計上の区分を考慮し資産グループを決定し、減損損失の認識を行っております。ソフトウェアについては、コンテンツ事業に含まれる不採算事業の見直しを行ったことにより、当該資産の帳簿価額全額を減額し、当該減少額を減損損失(20,646千円)として計上いたしました。</p> <p>なお、回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスのため、割引率の算定はしていません。</p> <p>コンテンツ事業の長期前払費用については、コンテンツ権利獲得に要した契約金及び配信権の一部を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失(84,968千円)として特別損失に計上いたしました。</p> <p>なお、回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮していません。</p>			

当第3四半期連結会計期間
(自平成21年4月1日
至平成21年6月30日)

1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

給料手当	52,840千円
広告宣伝費	28,725
減価償却費	4,370
のれん償却額	7,250

2. 減損損失

当第3四半期連結会計期間において、当社グループは以下のとおり減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
本 社 (東京都新宿区)	コンテンツ 事業	ソフトウェア	18,866
		長期前払費用	84,968

当社グループは、管理会計上の区分を考慮し資産グループを決定し、減損損失の認識を行っております。

ソフトウェアについては、コンテンツ事業に含まれる不採算事業の見直しを行ったことにより、当該資産の帳簿価額全額を減額し、当該減少額を減損損失(18,866千円)として計上いたしました。

なお、回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスのため、割引率の算定はしていません。

コンテンツ事業の長期前払費用については、コンテンツ権利獲得に要した契約金及び配信権の一部を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失(84,968千円)として特別損失に計上いたしました。

なお、回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮していません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間
(自平成20年10月1日
至平成21年6月30日)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
(平成21年6月30日現在)

現金及び預金	699,461千円
現金及び現金同等物	699,461千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年10月1日至平成21年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 28,877株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 60株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 3,653千円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年12月17日 定時株主総会	普通株式	28,877	利益剰余金	1,000	平成20年9月30日	平成20年12月18日

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間

末後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

	コンテンツ 事業 (千円)	広告事業 (千円)	ソリューション 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	400,030	538,494	43,383	981,907	-	981,907
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	400,030	538,494	43,383	981,907	-	981,907
営業利益又は 営業損失()	17,530	12,615	10,015	40,161	54,605	14,443

当第3四半期連結累計期間(自平成20年10月1日 至平成21年6月30日)

	コンテンツ 事業 (千円)	広告事業 (千円)	ソリューション 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	1,303,662	1,440,589	113,236	2,857,488	-	2,857,488
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	1,303,662	1,440,589	113,236	2,857,488	-	2,857,488
営業利益又は 営業損失()	68,724	28,218	29,645	126,587	179,959	53,371

(注) 1. 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2. 各区分の主要な事業内容

コンテンツ事業.....携帯向けコンテンツの配信

広告事業.....モバイル広告の販売

ソリューション事業...モバイルサイト開発運営等

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成20年10月1日至平成21年6月30日）

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成20年10月1日至平成21年6月30日）

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前事業年度末に比べて著しい変動がありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

ストック・オプションに係る当第3四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 1,826千円

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引)

当社は、平成21年4月1日付でモバイル・インターネット広告枠の企画、制作、販売を行うメディアプランニング事業を会社分割(新設分割)し、当社100%子会社である株式会社メディアグローウに承継させました。

1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業又は対象となった事業の名称

事業の名称 当社の広告事業のうちメディアプランニング事業

事業の内容 モバイル・インターネット広告枠の企画、制作、販売

(2) 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、新たに設立する会社を承継会社とする新設分割方式(簡易分割)

(3) 結合後企業の名称

株式会社メディアグローウ

(4) 取引の目的を含む取引の概要

メディアプランニング事業を分社化し、事業採算の明確化及び専門的な人員体制の構築をすることで、事業展開のスピードアップを図ることを目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

本新設分割は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「企業結合等会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 3 四半期連結会計期間末 (平成21年 6月30日)	
1 株当たり純資産額	35,452.24円

2 . 1 株当たり四半期純損失金額

当第 3 四半期連結累計期間 (自平成20年10月 1日 至平成21年 6月30日)	当第 3 四半期連結会計期間 (自平成21年 4月 1日 至平成21年 6月30日)
1 株当たり四半期純損失金額 () 11,080.41円 なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式の残高はありますが、1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1 株当たり四半期純損失金額 () 8,982.66円 なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式の残高はありますが、1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1 株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 3 四半期連結累計期間 (自平成20年10月 1日 至平成21年 6月30日)	当第 3 四半期連結会計期間 (自平成21年 4月 1日 至平成21年 6月30日)
1 株当たり四半期純損失金額		
四半期純損失 () (千円)	319,725	258,853
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失 () (千円)	319,725	258,853
期中平均株式数 (株)	28,855	28,817
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月14日

アクセルマーク株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齊藤 浩史 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本 和巳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアクセルマーク株式会社の平成20年10月1日から平成21年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年10月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アクセルマーク株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。